

計画番号	113
事業番号	02-01-04-012700
担当課	政策財政課
記入者	櫻田 由祐子
内 線	159

事業検証シート

基本目標	安全・安心	地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち		
施策名	多様な交流の推進			
基本事業名	交流・定住人口の拡大			
事業名	移住・交流への支援体制の強化			<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
目的	人口減少対策として、移住・交流及び定住や出会い・結婚への支援を促進する。			
手段	移住・交流及び定住への取組として、情報発信や補助制度などを実施するほか、出会い・結婚への支援として婚活相談会などを開催する。			
事業開始年度	平成27	年度	事業終了年度	年度
成果指標	現状値の推移			目標値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
①社会増減数 ②制度を活用した移住世帯数 ③婚姻率（年間婚姻届出件数÷市人口（10月1日現在）×1,000）	①▲100人/年 (令和3年) ②84世帯/年 ③3.2（令和2年）	※		①▲60人/年 ②60世帯/年 ③4.6 (令和5年)
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
事業費 (単位：千円)	86,108	118,787	※	
備考	※			
事業実績	実施内容			
	人口減少対策の一環として、移住・交流及び定住や出会い・結婚を促進するため、以下の事業を実施した。			
	事業実績（成果指標以外）	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	○移住相談セミナー等への出席 (参加回数、相談対応者数)	6回 10組17人	※	※
	○市オンライン相談 (相談対応者数)	2回 2組2人	※	※
	○移住者交流会の開催（参加者数）	19人	※	※
	○移住お試し住宅の開設（利用件数、利用者数）	13件 35人	※	※
	○移住・定住引越し補助 (補助件数、移住者数)	17件 32人	※	※
	○移住・定住住宅取得等補助 (補助件数、移住者数)	70件 191人	※	※
	○移住支援金 (補助件数、移住者数)	3件 6人	※	※
○結婚新生活支援事業（補助件数）	20件	※	※	
事業評価	<p>社会増減数は、目標値に及ばなかったが、移住・定住支援に係る取組が転入促進・転出抑制の要因の一つとなり、減少幅が縮小した。</p> <p>移住・定住支援制度を活用した移住世帯数は、制度の拡充や継続した情報発信に努めたことにより、目標値を超える結果となった。</p> <p>婚姻率は、令和3年度の数値が示されていないため目標値との比較はできないが、婚活相談会や圏域での婚活セミナーを開催したほか、令和3年度から新婚世帯への経済的負担軽減を目的とした補助事業を実施するなど、婚姻率の上昇に努めた。</p>			
達成状況	<input type="checkbox"/> 達成できた <input checked="" type="checkbox"/> おおむね達成できた <input type="checkbox"/> 達成できなかった <input type="checkbox"/> その他			
今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> さらに重点化を図る <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を改善して継続 <input type="checkbox"/> 事業の統廃合を図る <input checked="" type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 完了			
上記理由	人口減少の抑制を図るためには、移住・定住、出会い・結婚を促進する取組など、継続的な支援が必要であるため。			
今後の改善内容	<p>①移住候補地として認知度を高めるため、移住情報を効果的に発信する。</p> <p>②これまでターゲットとしていた若年世代や子育て世帯に加え、リモートワーカー等の移住促進に取り組む。</p> <p>③県と共同で運営するマッチングシステムを活用した婚活支援や新婚世帯に対する経済的な支援、結婚後の生活を考えるセミナーの開催などにより、出会い・結婚への支援体制の強化を図る。</p>			

移住・交流への 支援体制の強化

令和4年9月30日（金）

政策財政課

人口減少・定住自立圏係

目次

1. 事業の目的
2. 事業の取組概要
3. 成果指標に基づく評価
4. 今後の取組

1. 事業の目的

移住・交流への支援体制の強化は、第2次十和田市総合計画や十和田市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略に基づく、人口減少対策の1つとして移住・交流及び定住、出会い・結婚を促進することを目的とする。

■ 事業の位置づけ

第2次十和田市総合計画

基本目標5

「地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち（安全・安心）」

まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略

基本目標2 ～十和田で豊かな人生を～地域への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 ～十和田ではぐくもう人間愛を～
結婚・出産・子育ての希望をかなえる

2. 事業の取組概要

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

本市への移住による人の流れをつくり、定住してもらうことを目指す。

※「移住」：UIJターンなどにより市外から移り住むこと

※「定住」：生活の拠点として住居を構え住みつくこと

(2) 出会い・結婚に関する取組

結婚を希望するひとたちの出会いの場の創出と機運の醸成を目指す。

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

移住・定住支援制度の実績

これまで移住・定住支援制度を活用した移住・定住世帯及び人数

年度	実績
H27	14世帯 28人
H28	23世帯 51人
H29	45世帯 117人
H30	38世帯 94人
R1	46世帯 125人
R2	57世帯 134人
R3	84世帯 211人
合計	307世帯 760人

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

① 移住情報の発信

市の魅力や施策をPRする移住情報発信ポータルサイト「日々コレ+和田ナリ」の掲載記事の更新など、内容の充実を図るとともに、首都圏の若者を対象にWEB広告などを活用して、移住情報を発信

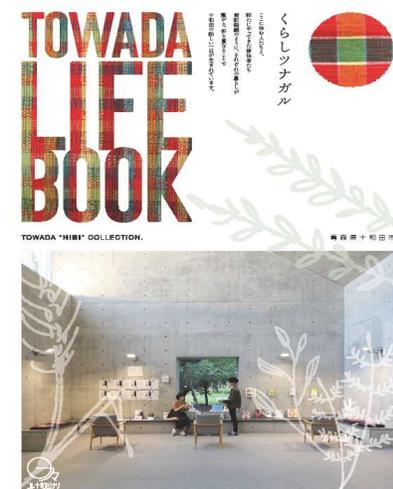
■ 発信媒体

- ・ 移住情報発信ポータルサイト「日々コレ+和田ナリ」
- ・ 移住促進パンフレット・リーフレット

など

【R3実績】

- ポータルサイトの記事更新（年4回）
- WEB広告等を活用した情報発信（年2回）
- 移住・定住促進プロモーション動画の作成
※移住フェアや市役所1階エントランスホールにて放映、
YouTubeに掲載



移住促進
パンフレット



移住PR動画『日々コレ+和田ナリ』

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

② 移住相談セミナー等への出展

移住フェアや移住セミナー、移住相談会に参加し、本市の魅力や移住情報をPRするとともに、暮らしに関する相談に対応

【R3実績】 相談対応件数 10組17人

■ 移住フェア

- ・ JOIN 移住・交流&地域おこしフェア2021（電話）
- ・ 東北U・Iターン大相談会（圏域で出展）

■ 移住セミナー

- ・ 青森暮らしセミナー「リモートワークであおもり暮らし」（オンライン）
- ・ 青森U・Iターン×交流フェア（オンライン）
- ・ 青森暮らしセミナー「青森の冬を楽しもう」（オンライン）

■ 移住相談会等

- ・ オーダーメイドで寄り添う相談会（オンライン） 2回



東北U・Iターン大相談会（令和4年1月9日）

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

③ 市オンライン相談会の開催

本市への移住を検討している人を対象に、オンライン移住相談を実施

【相談日時】 月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前9時～午後5時

※1回あたりの相談時間は30分程度

【相談方法】 web会議サービス「Zoom（ズーム）」

【R3実績】 2組2人

十和田市オンライン移住相談

移住・定住の促進を図るため、本市への移住を検討している人を対象に、web会議サービス「Zoom（ズーム）」を使用したオンライン移住相談を行っています。暮らしの情報や移住支援制度についてなど、お気軽にご相談ください。

1. 相談日時
月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後5時
※1回あたりの相談時間は30分程度

2. 相談方法
web会議サービス「Zoom（ズーム）」
※事前にお持ちのスマートフォンまたはwebカメラ・マイク等が使用できるパソコンに、web会議サービス「Zoom（ズーム）」のダウンロードが必要です。

3. 相談料
無料
※通信費などは参加者負担となります。（Wi-Fi環境を推奨）

4. 相談までの流れ
①メールに必要事項を記載し、希望日の1週間前までに申し込みください。
必要事項：氏名、年齢、メールアドレス、電話番号、相談希望の日時（第3希望まで）、相談したい内容、出身の市区町村名、現在お住まいの市区町村名
②十和田市から、確定した相談日時と、「Zoom」のURLを記載したメールをお送りします。
※前日になってもメールが届かない場合は、下記連絡先へご連絡ください。
③指定時間に、「Zoom」のURLへアクセスしてください。オンライン相談が開始されます。

5. お問い合わせ・お申し込み
十和田市役所 政策財政課 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
E-Mail : seisakuzaisei@city.towada.lg.jp
TEL : 0176-51-6712 FAX : 0176-24-9616

移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」では、移住支援制度のほか、暮らしの情報、移住者のインタビューなどを掲載しています。



市オンライン移住相談チラシ

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

④ 移住者交流会の開催

移住者の定着を促すため、地域住民との交流会を開催

【R3実績】

- 開催日 11月7日（日）
- 開催場所 赤伏地区
- 参加者数 19人



移住者交流会の様子

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

⑤ 移住お試し住宅の開設

移住を検討している方を対象に、本市の風土や暮らしを体感できる
移住お試し住宅を開設

【整備状況】 民間賃貸住宅借上げ（東四番町11-18：1棟）

【貸出期間】 2泊3日以上9泊10日以内

【利用料金】 1日400円

【R3実績】 **13世帯35人**

うち県外 12世帯30人

県内 1世帯5人



移住お試し住宅

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

⑥ 移住・定住引越し支援事業

令和3年4月1日以降に青森県外から転入した若年者（40歳未満）
または子育て世帯の方へ、引越しに係る経費の一部を補助

【補助金額】 転入前の住宅の家財（家具等）の移転に要した経費
補助率3分の2（上限額10万円）

【R3実績】 17世帯32人

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

⑦ 移住・定住住宅取得等支援事業

平成29年4月1日以降に転入し、令和4年3月31日までに住宅を新築または購入した方へ、経費の一部を補助

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
新築住宅の建築費・購入費	建築費・購入費の10%	100万円
中古住宅の購入費	購入費の50%	50万円
中古住宅の改修費	改修費の50%	50万円

次の世帯は補助金額10万円を上乗せ

- 若年者世帯（申請者本人が40歳未満）または若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満）
- 子育て世帯（妊婦または18歳未満の子がいる世帯）
- 三世代同居世帯（妊婦または18歳未満の子と夫婦いずれかの親がいる世帯）

【R3実績】 70世帯191人（新築住宅 48世帯134人、中古住宅 22世帯57人）

(1) 移住・交流及び定住に関する取組

⑧ 移住支援金

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）から転入し、県の就職情報サイト「あおもりジョブ」に掲載している求人に就業した方などへ、移住支援金を交付

【補助金額】 世帯：100万円
 単身：60万円

【R3実績】 3世帯6人
 うち世帯：2世帯5人
 単身：1世帯1人

(2) 出会い・結婚に関する取組

① 結婚新生活支援事業

令和3年1月1日以降に婚姻し、夫婦ともに本市に住所を有する39歳以下かつ世帯所得400万円未満の方へ、婚姻に伴う新生活に係る経費の一部を補助

【補助金額】 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った下記費用を合算した額（上限30万円）

- 住宅取得費用（建物の建築・購入費）
- 住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
- 引越し費用（引越業者等へ依頼した実費分）

【R3実績】 20世帯

(2) 出会い・結婚に関する取組

② ライフプランセミナーの開催

仕事と子育ての両立や多様な働き方等についての意識を高めるため、ライフプランセミナーを開催

【R3実績】

- 開催日 令和4年2月20日(日)
- 開催方法 オンライン
- テーマ ライフイベントと必要なお金の話
- 参加者数 1人



新婚向けライフプランセミナー
ライフイベントと必要なお金の話

ふたりでの生活を始めるにあたって、選んでほれないのが「お金」の話。不安なこともあるけれど、お金はふたりの人生を支え、豊かにしてくれるもの。「いつ、どのくらい必要?」「どんな働きがあるといい?」など、ふたりの人生について、この機会に考えてみませんか。現役ライフプランナーが、ちょっとした疑問にもしっかりお答えします!

タイムテーブル	講師プロフィール
12:00~ 開会(主催者あいさつ) 12:05~14:50 ライフプランセミナー 「ライフイベントと必要なお金の話」 14:50~15:00 質疑応答	ソニー生命保険株式会社 ライフプランナー 加藤 晋氏 1975年 平均値 出身 広告代理店でCM制作やイベント運営、営業所長職などを 経て現職。 ライフプランニングを軸に、元氣なときも、万のときも 経済的に困らない仕組みを作る、お手伝いをしています。 十和田市に居住経験あり。

開催日時
2022年2月20日(日)・3月13日(日)
13:00~15:00 (受付12:45~)

開催方法
オンライン(ZOOMアプリを使用します。)
※アクセス用のURL・パスワードをお申し込みいただいた方
を通じてご案内いたします。

対象者
十和田市内在住または市内の事業所等に勤務し、
結婚(または予定)している方

定員 10名程度 **費用** 参加費無料
(※主催者から参加費を徴収する場合があります。)

会場 十和田市
運営事務局 NPO法人プラットフォームあおもり

十和田市 政策財政課
0176-51-6712 (直通) 0176-24-9616
seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

令和3年度 十和田市ライフプランセミナー

ライフプランセミナーチラシ

(2) 出会い・結婚に関する取組

③ 婚活セミナーの開催

上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援推進協議会において、圏域市町村と連携して婚活セミナーを開催

【R3実績】

- 開催日 10月24日（日）
- 開催場所 市民交流プラザ「トワレ」
- テーマ 自分に「似合う」を知る第一印象力アップセミナー
- 参加者数 14人（男性8人、女性6人）

令和3年度 上十三・十和田湖広域定住自立圏 婚活セミナー
自分に『似合う』を知る
第一印象力アップセミナー

色について学び、パーソナルカラーを知ること、自分の個性や身だしなみなどの再確認ができ、今後の婚活を後押しする魅力アップにつながります。男女合同のセミナーですので、学びながら交流することもできます。
※マッチングは行いません。

日時 2021.10.24(日) 13:30~15:30 申込締切/10月23日(金)

会場 市民交流プラザ「トワレ」(参加費 無料) 定員 男女各10人(先着順)

対象 20歳以上の独身者 ※学生不可
男性/上十三・十和田湖広域定住自立圏内に住んでいる人
女性/居住地を問いません。

講師 我喜屋 ちえこ氏
お誘い合わせのうえに「MimiLife」メンバー登録を完了してください。セミナーアシスタント、スタッフアシスタントも募集しています。

主催 上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援推進協議会

【運営事務局】NPO法人プラットフォームあomorい
電話・FAXでの申込方法 ☎017-763-5522 ☎017-763-5523
お電話または郵便の申込用紙をFAXしてください。
ホームページ・メールでの申込方法 🌐 <https://platform-aomori.org>
石印URLまたはQRコードをスキャンし、専用の申し込みフォーム
📧 info@platform-aomori.org
からお申し込みいただき、メールにてお申し込みください。

婚活セミナーチラシ

3. 成果指標に基づく評価

成果指標	現状値 (平成30年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和5年度)
社会増減数	▲125人	▲100人	▲60人/年
制度を活用した移住世帯数	38世帯/年	84世帯/年	60世帯/年
婚姻率	3.8 (平成29年)	3.2 (令和2年)	4.6 (令和5年)

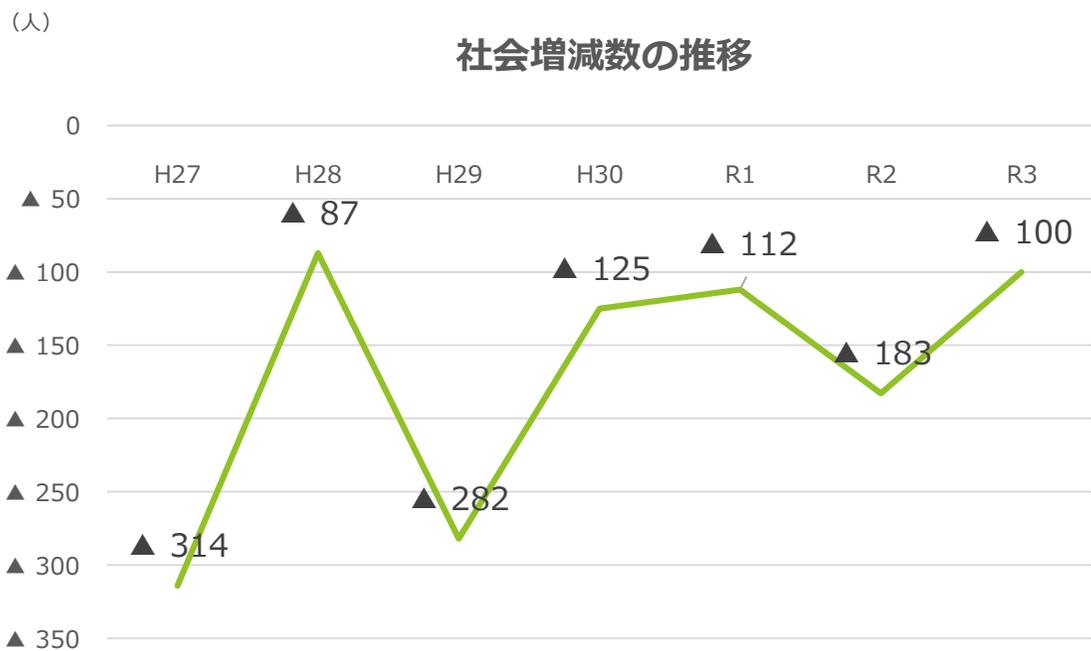
※社会増減数：住民基本台帳に基づく人口動態

※制度を活用した移住世帯数：住宅取得等支援、引越し支援、移住支援金を活用し移住・定住した世帯数

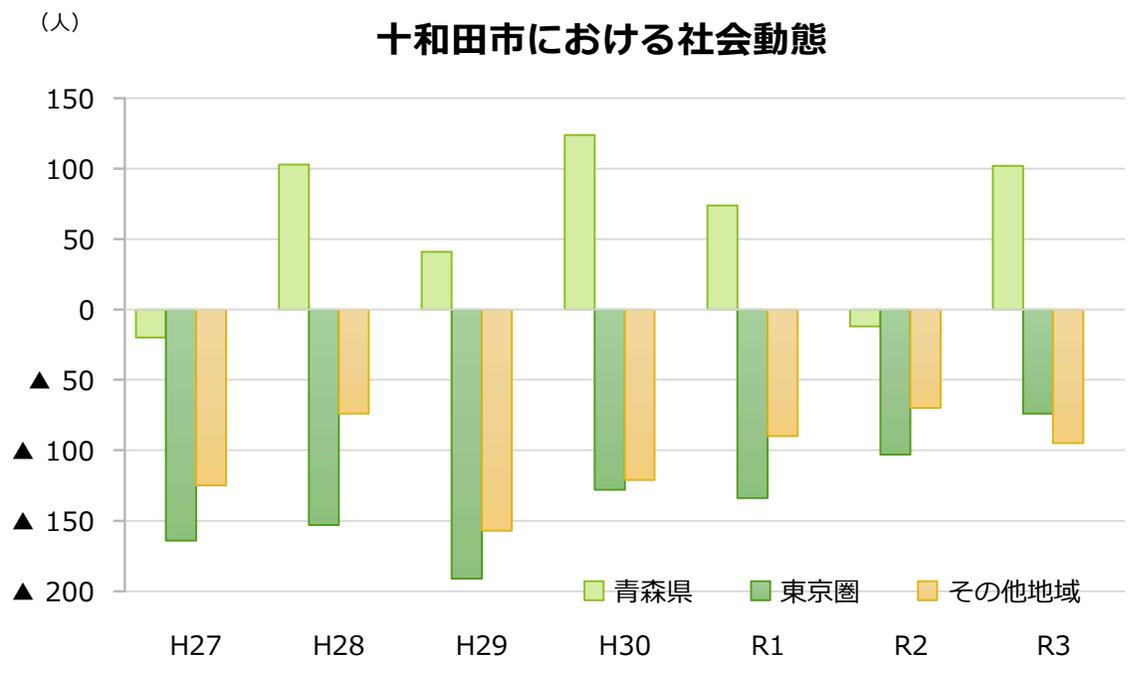
※婚姻率：十和田市算出値（確定値「青森県保健統計年報」）

(1) 十和田市における社会増減数の分析

- 社会増減数の減少幅が縮小
- 青森県内からの転入が超過
- 東京圏への転出が縮小



※住民基本台帳に基づく人口動態表より

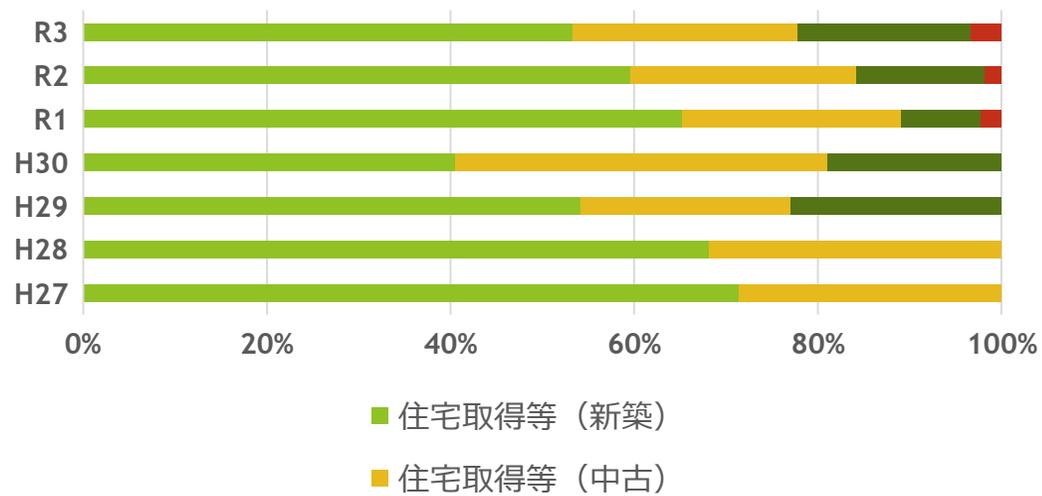


※住民基本台帳の人口移動データに基づく特別集計表（内閣府）より

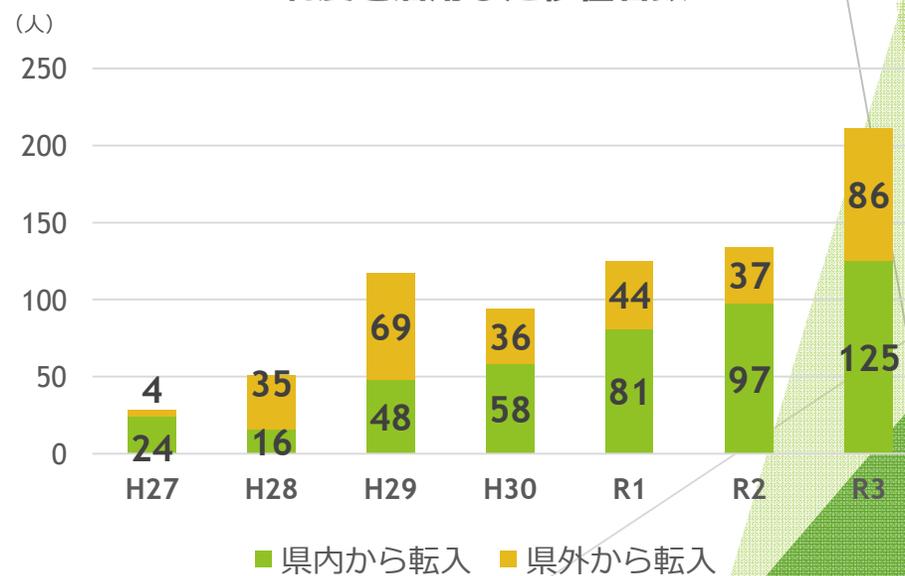
(2) 制度を活用した移住者数の分析

- 利用される支援制度の大部分は、住宅取得等に関するもの
- 県内からの転入に多く利用されている

支援制度の利用割合



制度を活用した移住者数

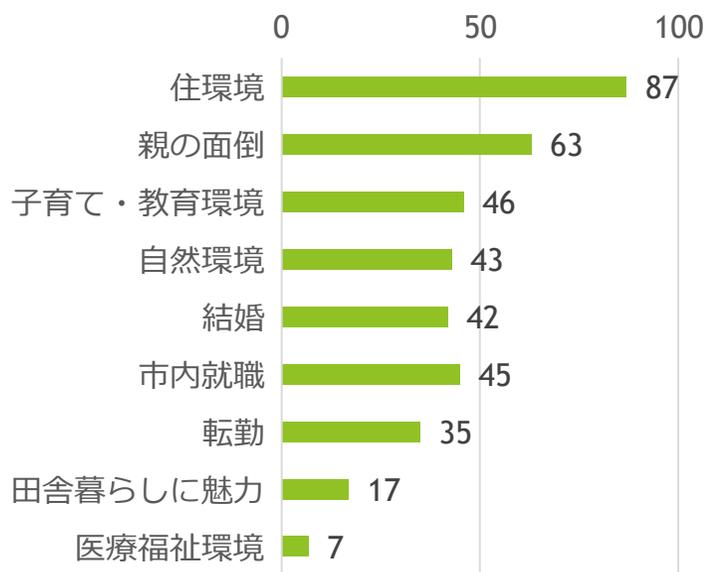


(2) 制度を活用した移住者数の分析

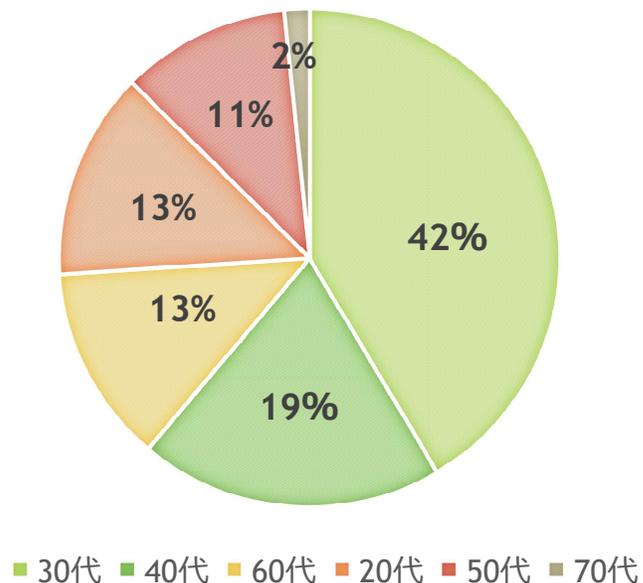
※移住・定住支援制度活用後のアンケート結果より

- 「住環境」「子育て・教育環境」「自然環境」の良さ、「親の面倒をみるため」が転入した理由として多い
- 20代から40代が全体の約7割
- 十和田市に縁のある方が全体の約6割

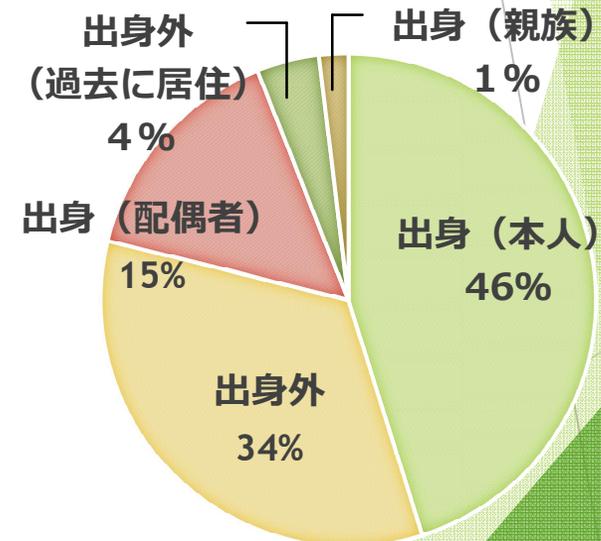
転入した理由（複数回答）



年代別



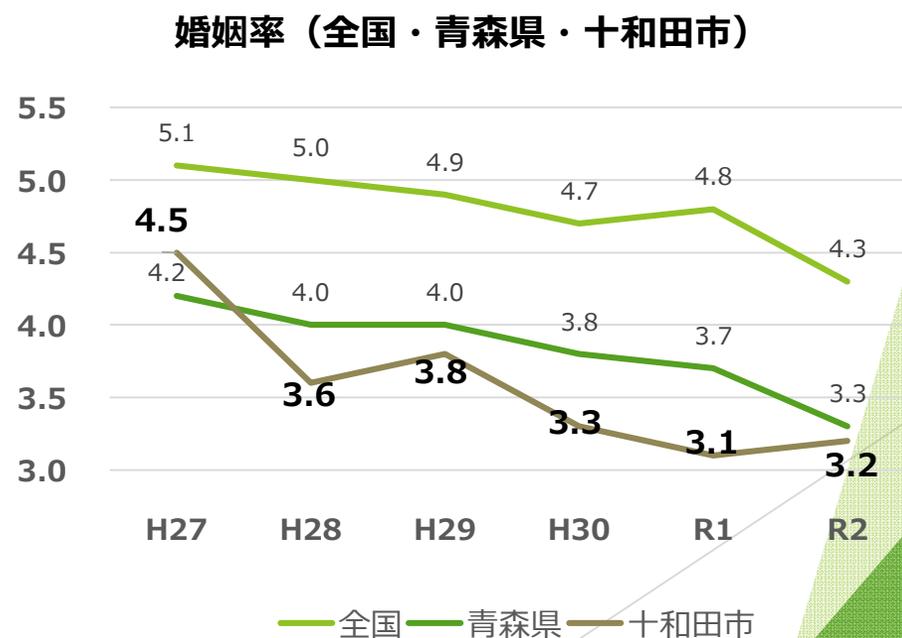
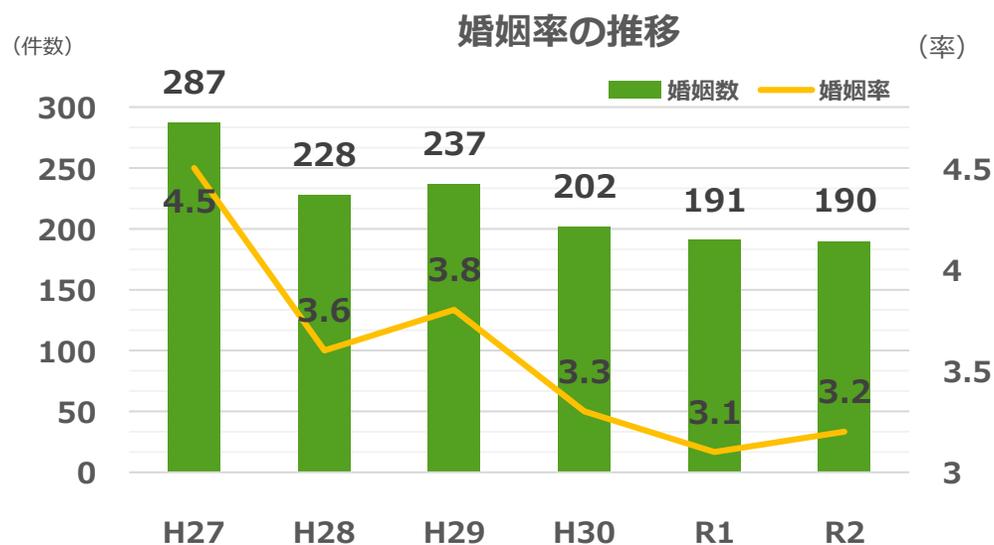
十和田市の出身？



(2) 結婚・婚姻率の分析

※青森県人口動態統計より

- 十和田市における婚姻数及び婚姻率ともに減少傾向
- 婚姻率は、十和田市だけでなく全国、青森県においても同様に減少傾向

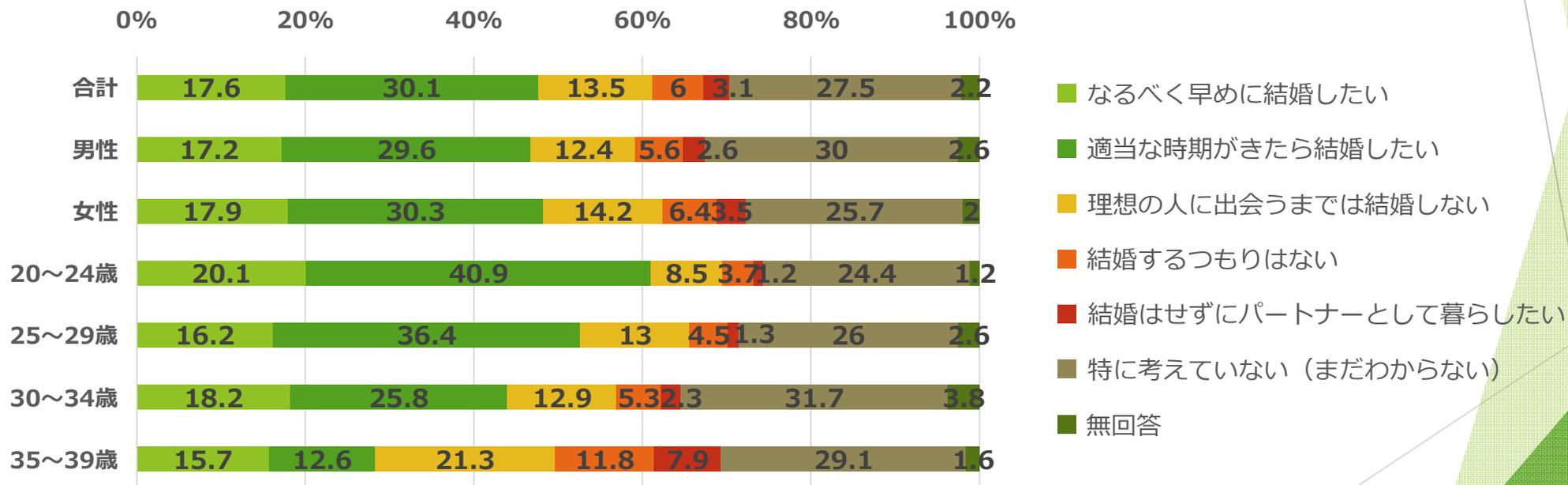


(2) 結婚に対する意識

※青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会（平成31年3月）より

■結婚の時期についての意識は、年齢が上がるにつれ、低くなる傾向にある

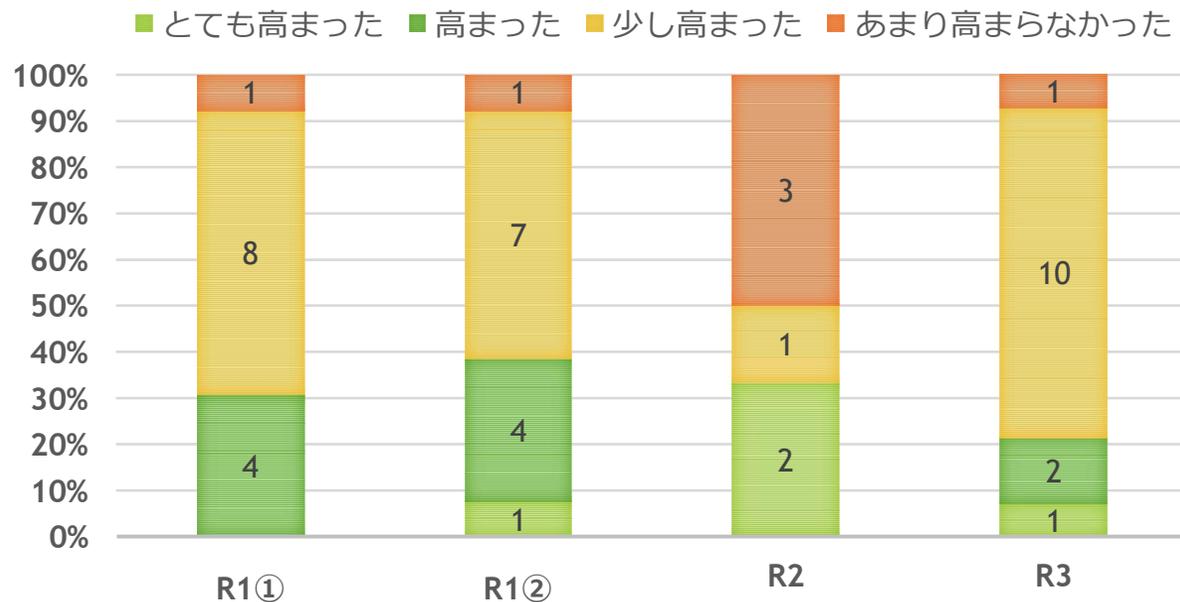
結婚に対する希望



(2) 結婚に対する意識 ※婚活セミナー参加者アンケートの結果より

■参加者の半数以上に婚活に対する意欲の変化が見られた

出会い・結婚に対する意欲の変化



実施	セミナー名	参加者数
R1①	第一印象力アップセミナー	13人
R1②	コミュニケーション力アップセミナー	13人
R2	パーソナルカラーセミナー	7人
R3	第一印象力アップセミナー	14人

4. 今後の取組

- 移住候補地として認知度を高めるため、移住情報の効果的な発信
 - **移住者からみた本市の魅力の発信、若年世代、子育て世代などターゲットを明確にした情報発信**
- 若い世代の転入を促進するとともに、地方への回帰志向の高まりやテレワーク等の普及を契機とした移住施策の実施
 - **若年世代、子育て世代に対する移住・定住支援の充実、リモートワーカー等の移住促進**
- 若い世代など結婚を望んでいる世代への継続支援
 - **今後適齢人口の減少が最大の課題となることから、出会い・結婚に対する広域的な取組**
- 広域的な取組の推進
 - **定住自立圏構成市町村の連携により移住・婚活支援の取組を強化**

ご清聴
ありがとうございました

令和3年度十和田市移住・定住引っ越し支援事業

移住・定住の促進を図るため、本市へ転入されるかたの引っ越し費用を補助します。

1. 補助要件（次のいずれにも該当する場合は対象となります。）

- (1) 令和3年4月1日以降に青森県外から転入するかた。
- (2) 若年者（40歳未満）又は子育て世帯（妊婦又は18歳未満の子がいる世帯）。
（年齢の判定日は、令和3年4月1日時点）
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合を除く）。
- (5) 本人又は同一の世帯に属する者の転勤又は出向等職務上の理由により転入する者でないこと。
ただし、所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により転入し、本市を生活の本拠とし、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。
- (6) 本人又は同一の世帯に属する者の通学等の理由により転入する者でないこと。
- (7) 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。



2. 補助金額

・転入前の住宅の家財道具の移転の委託に要した経費 3分の2（上限10万円）

※十和田市結婚新生活支援事業補助金で引越費用に関する交付の決定を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

3. 交付申請

・転入後、令和4年3月31日までの間に、交付申請書に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 転入するかた全員の住民票（続柄及び転入前の在住地が分かるもの）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し（領収書など）（引越し日、場所の記載があるもの）
- (4) 市区町村税に滞納がないことを証する書類（納税証明書、完納証明書など）
- (5) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費の領収書、町内会加入証明書など）
- (6) 債権者登録申請書（様式第3号）（登録済みの場合を除く）
- (7) 就業証明書（様式第4号）（転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合に限る）

※ (1) 住民票については、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、省略できます。

5. 注意事項

- (1) 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請はお早めにお済ませください。
- (2) 補助金の交付回数は、補助対象世帯に対して1回限りです。
- (3) 申請者又は同一の世帯員が、就労する事業所から引っ越し委託経費の助成を受けている場合は対象外です。
- (4) 申請者又は配偶者が、十和田市職員（消防、中央病院等を含む）として採用されることにより転入する場合は対象外です。

【お問い合わせ】十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

※詳細情報や申請書類は、

日々コレ十和田ナリ

検索



令和3年度 十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金

移住・定住の促進を図るため、本市へ転入し住宅を取得・改修する方を支援します。

移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」では、移住支援制度のほか、暮らしの情報、移住者のインタビューなどを掲載しています。



申請書類のダウンロードはこちらから！
もっと詳しく知りたいなら、WEBをチェック！
移住に関するご質問も受け付けています。

十和田市 移住 日々コレ 検索



【お問い合わせ】 十和田市役所 政策財政課 〒034-8615 十和田市西十二番町 6 番 1 号
TEL : 0176-51-6712 FAX : 0176-24-9616
E-Mail : seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

1. 補助金の内容

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
新築住宅の建築費・購入費	建築費・購入費の 10%	100 万円
中古住宅の購入費※	購入費の 50%	50 万円
中古住宅の改修費※	改修費の 50%	50 万円

※ 中古住宅の購入費と改修費の補助金は併用できません

● 下記に該当する世帯は補助金を上乗せ交付します

世帯区分		上乗せ補助金額
若年者世帯 又は若年夫婦世帯	申請者本人が 40 歳未満の世帯 又は夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯	10 万円
子育て世帯	妊婦又は 18 歳未満の子がいる世帯	10 万円 (妊婦又は子 1 人につき)
三世帯同居世帯	妊婦又は 18 歳未満の子と 夫婦いずれかの親がいる世帯	10 万円

※ 年齢の判定日は、令和3年4月1日となります

新築住宅を購入し、十和田市に転入するAさんファミリーの場合

夫と妻（ともに 38 歳）、息子と娘（12 歳と 6 歳）、おじいちゃんとおばあちゃん【6 人家族】

☑ 新築住宅価格（1000 万円以上）	=	100 万円
☑ 若者夫婦世帯（夫婦が 40 歳未満）	=	10 万円
☑ 子育て世帯（18 歳未満の子 2 人）	=	20 万円
☑ 三世帯同居世帯（子・親と同居）	=	10 万円
補助金額	=	140 万円



2. 補助対象者

① A・B のいずれかに該当すること

A:**新築住宅の場合**、平成 29 年 4 月 1 日以降に上十三・十和田湖広域定住自立圏外から転入し、令和 4 年 3 月 31 日までに補助対象住宅に居住すること

B:**中古住宅の場合**、平成 29 年 4 月 1 日以降に市外から転入し、令和 4 年 3 月 31 日までに補助対象住宅に居住すること

② 入居の日から 5 年以上継続して補助対象住宅に居住をすること

③ 市町村税に滞納がないこと

④ 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く）

⑤ 十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと

上十三・十和田湖広域定住自立圏とは十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

3. 補助対象住宅

人の居住を目的として建築された住宅であること

※ 新築住宅は、検査済証の交付から 1 年を経過していないもの

4. 補助の要件

① 住宅の新築・購入の場合

・令和 4 年 3 月 31 日までに、申請者又は配偶者いずれかの名義で所有権保存の登記をするもの

※ 共有名義の場合は、申請者又は配偶者いずれかの持分が 2 分の 1 以上であること

・個人間売買（仲介業者を介さない当事者同士による取引）でないこと

② 住宅の改修の場合

・十和田市に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者が請け負うもの

・工事内容が備品購入（エアコン、照明器具、家具等の購入）や外構工事（塀、カーポート等の住宅本体から独立した部分の工事）でないこと

※ 改修着工前の状況を確認するため、「改修前の現況を確認できる写真」が必要となります

5. 注意事項

① 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請は早めにお済ませください。

② 令和 3 年 3 月 31 日以前に補助対象住宅への入居と工事・支払が完了した事業は対象外です。

③ 申請者又は配偶者が、十和田市職員（消防、中央病院などを含む）の方は対象外です。

④ 補助金の交付回数は、世帯に対して 1 回限りです。

⑤ 「十和田市青年就農者移住・定住支援事業」との併用はできません。

⑥ 要件を満たさない、手続きが完了しない場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。

⑦ 補助金額の返還を命じる場合があります。

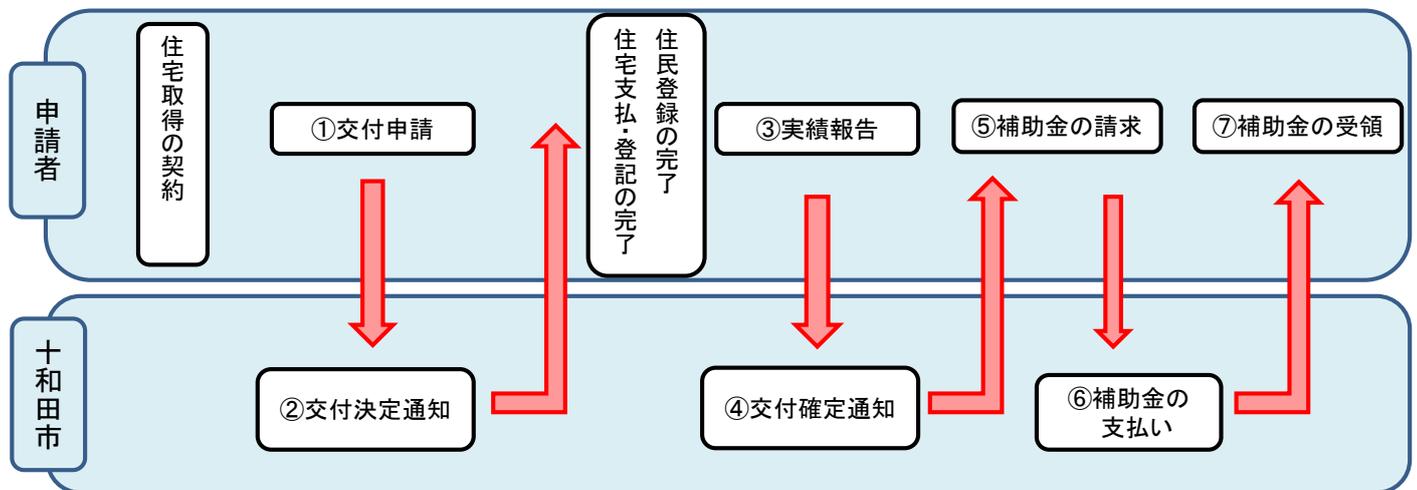
・偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

・入居した日から 5 年未満で住宅を貸与や売却、全員が転居したとき（天災等の場合を除く）

6. 補助金申請の流れ

● 住宅の新築・購入の場合

契約締結後、速やかに「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、令和4年3月31日までに必ず「③実績報告」を行ってください。



「①交付申請」に必要となる書類（住宅の新築・購入）

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅に居住する者全員の本市への転入前の在住地が分かる住民票（続柄を記載したもの）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) 工事請負契約書（売買契約書）及び 補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書など）
- (5) 住宅の案内図、平面図
- (6) 債権者登録申請書(様式第3号)
- (7) 母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し（妊婦を擁する世帯の場合）

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・「①交付申請」時に、本市に転入している方 → (2)住民票は必要ありません
- ・令和3年1月1日以前に、本市に転入した方
→ (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類は必要ありません

「③実績報告」に必要となる書類（住宅の新築・購入）（令和4年3月31日まで）

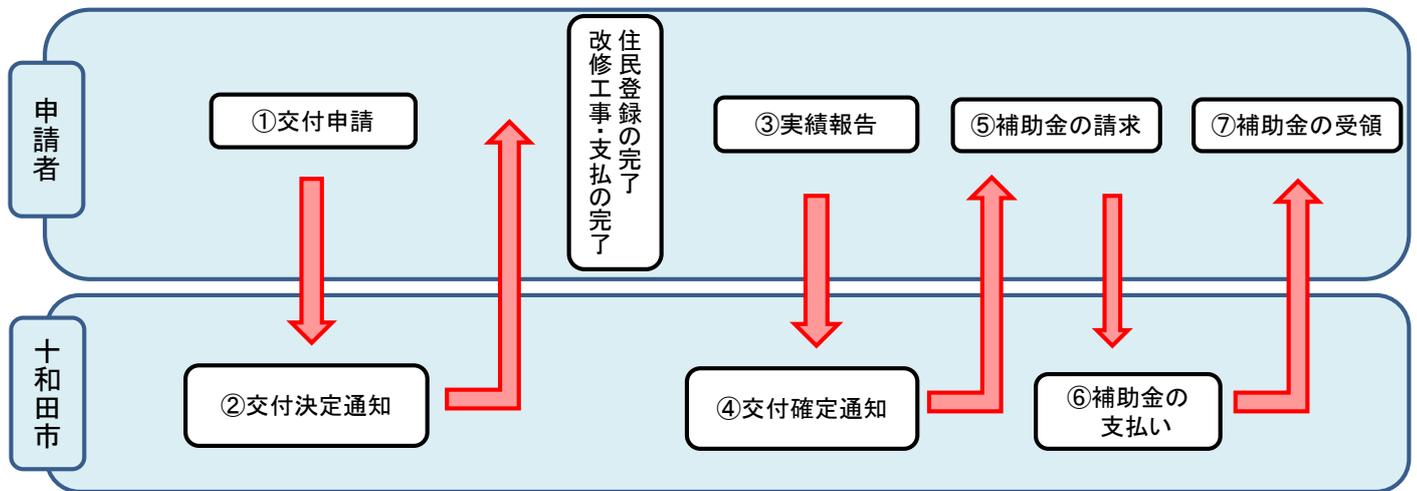
- (1) 住宅に居住する者の全員の住民票（続柄を記載したもの） → 【十和田市での住民登録が完了】
- (2) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費領収書の写しなど） → 【町内会加入が完了】
- (3) 検査済証の写し → 【指定検査機関の検査が完了】
- (4) 住宅の所有権保存の登記が行われることを証する書類（登記事項証明書の写しなど）
→ 【住宅の所有権保存の登記が完了】
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書など） 及び その内訳が分かる書類（清算書など）
→ 【支払いが完了】
- (6) 住宅の全景写真（紙への印刷も可）
- (7) 居住地確認同意書（様式第9号）
- (8) 債権者登録申請書(様式第3号)（申請時から住所・口座に変更が生じた場合）

「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・(1) 住民票（「①交付申請」時に、同意書を提出した方でも住所が変更となった場合は再提出ください）

● 住宅の改修の場合

改修工事内容の決定後、速やかに「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、令和4年3月31日までに必ず「③実績報告」を行ってください。



「①交付申請」に必要な書類（住宅の改修）

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅に居住する者全員の本市への転入前の在住地が分かる住民票（続柄を記載したもの）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書など）
- (5) 住宅の案内図、平面図
- (6) 改修前の現況を確認できる写真（紙への印刷も可）
- (7) 債権者登録申請書(様式第3号)
- (8) 母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し（妊婦を擁する世帯の場合）

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・「①交付申請」時に、本市に転入している方 → (2)住民票は必要ありません
- ・令和3年1月1日以前に、本市に転入した方
→ (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類は必要ありません

「③実績報告」に必要な書類（住宅の改修）（令和4年3月31日まで）

- (1) 住宅に居住する者の全員の住民票（続柄を記載したもの） → 【十和田市での住民登録が完了】
- (2) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費領収書の写し、町内会加入証明書など）
→ 【町内会加入が完了】
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書など） 及び その内訳が分かる書類（清算書など）
→ 【支払いが完了】
- (4) 改修後の状況を確認できる写真（紙への印刷も可） → 【改修が完了】
- (5) 居住地確認同意書（様式第9号）
- (6) 債権者登録申請書(様式第3号)（申請時から住所・口座に変更が生じた場合）

「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・(1) 住民票（「①交付申請」時に、同意書を提出した方でも住所が変更となった場合は再提出ください）

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から転入された方へ

～令和3年度十和田市移住支援金～

十和田市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、最大100万円の移住支援金を支給します。



青森県マッチングサイト
で求人を確認！

1. 対象者要件

● 移住元（東京圏）に関する要件（(1)、(2)の全てに該当）

- (1) ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと。または②住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上^{*}、東京圏のうちの条件不利地域（裏面参照）以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。^{*}令和3年3月16日以降に転入した方は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学期間も対象期間となります。
- (2) ①本市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または②東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（②東京23区内への通勤期間は、住民票を移す3か月前までを1年の起算点とする。）。

● 移住先（十和田市）に関する要件（(1)～(3)の全てに該当）

- (1) 平成31年4月1日以降に十和田市に転入したこと。
- (2) 移住支援金の申請時において、十和田市へ転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- (3) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して十和田市に居住する意思を有していること。

● 就業等に関する要件（A、B、C、Dのいずれかに該当）

A：マッチングサイトに掲載している求人への就業に関する要件（(1)～(7)の全てに該当）

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時に連続して3か月以上在職していること。
- (5) 求人への応募日が、移住支援金の対象求人としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

B：プロフェッショナル人材事業（先導的人材マッチング事業）に関する要件（(1)～(6)の全てに該当）

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (3) 就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 令和3年3月16日以降に本市に転入したこと。

C：テレワークに関する要件（(1)～(3)の全てに該当）

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (3) 令和3年3月16日以降に本市に転入すること。

D : 起業に関する要件

- ・青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

●その他

- (1) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (2) 「十和田市UIターン移住就職奨励金」の交付を受けていないことなど

2. 支援金額

- ・世帯での移住の場合 100万円
- ・単身での移住の場合 60万円

3. 世帯の要件（該当する方のみ）

●(1)~(5)の全てに該当すること

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元（東京圏）において同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時において同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時に転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力等でないこと。

4. 申請方法

- ・令和4年1月31日までに、交付申請書に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証等）
- (2) 移住前の在住期間及び在住地が分かる住民票
- (3) 就業証明書（様式第2号（就業要件A）、3号（就業要件B）、4号（就業要件C）のいずれか）
- (4) 起業支援金交付決定通知の写し（起業の場合）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 同意書（様式第6号）
- (7) 債権者登録申請書（様式第7号。登録済みの場合を除く。）
- (8) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類（東京23区に在勤していた場合）
- (9) 移住元及び申請時に同一世帯であることが分かる住民票（世帯の場合の移住支援金を申請する場合）

5. 注意事項

- (1) 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請はお早めにお済ませください。
- (2) 要件を満たさない場合などは、移住支援金の交付を取り消すことがあります。
- (3) 以下に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等をした場合（全額）
 - ・移住支援金の申請日から3年未満に青森県外に転出した場合（全額）
 - ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（全額）
 - ・あおり起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合（全額）
 - ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に青森県外に転出した場合（半額）※ 雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として青森県・十和田市が認めた場合を除く

※条件不利地域とは、東京都【檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村】、埼玉県【秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町】、千葉県【館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町】、神奈川県【山北町、真鶴町、清川村】です。

【お問い合わせ】 十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL : 0176-51-6712

※詳細情報や申請書類は、

十和田市移住支援金

検索



令和3年度十和田市結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用を補助します。

申請の際は、裏面お問い合わせ先へ、必ず事前にご相談ください。

1. 補助金の内容

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った下記費用を合算した額（上限30万円）

- (1) ① 婚姻に伴う新規の住宅取得費用（建物の建築・購入費）※土地購入代は対象外
② 婚姻に伴う新規の住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
※生活保護法に規定する住宅扶助による家賃補助を受けている場合は、その全額を差し引いた後の金額を対象経費とします。
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額を対象経費とします。
- (2) 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。）
※就労する事業所から引越委託費用の助成を受けている場合は対象外です。



2. 補助対象世帯

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理されて夫婦となったこと。
- ② 夫婦共に婚姻前後に本市に住所を有し、補助金申請時も引き続き本市に住所を有していること。
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満であること。
- ④ 対象となる住宅が十和田市内にあること。
- ⑤ 夫婦の双方又は一方が、過去に十和田市結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。
- ⑦ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

3. 新婚世帯の所得の算出方法

申請時における直近の所得証明書により夫婦の所得を合算し、400万円未満であることが対象要件です。※「収入」ではなく「所得」で計算します。

- ① 夫婦の双方又は一方が、補助金申請時において無職の場合
…離職した者については、所得なしとして、世帯の所得を算出します。
- ② 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合
…世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

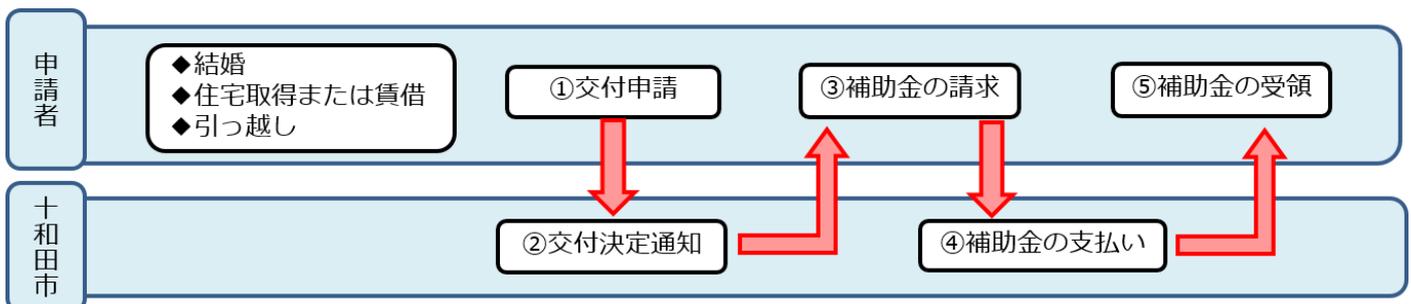
注意事項・申請の流れについては裏面へ→

4. 注意事項

- ① 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します。
- ② 補助金の交付回数は、世帯に対して1回限りです。
- ③ 要件を満たさない、手続きが完了しない場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ④ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金額の返還を命じる場合があります。

5. 補助金申請の流れ

令和4年3月31日までに、「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、「③補助金の請求」を行ってください。



「①交付申請」に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
 - (4) 夫婦の住民票の写し
 - (5) 夫婦の直近の所得証明書
 - (6) 住宅手当等支給証明書（様式第3号）（住宅の賃貸借又は引っ越しの場合）
 - (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅の取得の場合）
 - (8) 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住宅の賃貸借の場合）
 - (9) 引越費用の領収書等の写し（引っ越しの場合）
 - (10) 離職票又は退職証明書等の写し（離職している場合）
 - (11) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済をしている場合）
 - (12) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
 - (13) 債権者登録申請書（様式第4号。登録済みの場合を除く。）
 - (14) 内閣府及び十和田市による本事業実施に係るアンケート
- ※(6)住宅手当等支給証明書は、**手当の有無にかかわらず**、夫妻のうち就業中の人数分必要です。
- 例：夫妻とも就業中→夫・妻それぞれの分の証明書を用意してください。

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・対象者全員 → (3) 住民票の写し
- ・婚姻後の本籍を本市に有している方 → (2) 婚姻後の戸籍謄本
- ・令和3年1月1日時点で、本市に住所を有している方
→ (5) 所得証明書、(12) 市区町村税に滞納がないことを証する書類

【お問い合わせ】 十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

※詳細情報や申請書類は、[十和田市 結婚新生活支援事業](#)

[検索](#)

	移住・交流への支援体制の強化	回答
質問事項	<p>①交流・定住人口の拡大には、働く場所の確保と中心市街地活性化が必要と考えます。高規格道路の整備と企業誘致については、どのように考えていますか。</p>	<p>高規格道路の整備実現により、広域的な物流、経済の活性化、交流人口の増加が図られるほか、災害発生時における迅速な救助活動等が可能となるなど、その果たす役割は重要と考えております。</p> <p>企業誘致は、より多くの人々や消費を引き込み、将来にわたって足腰の強い地域経済基盤を確立するとともに、次世代を担う若者たちの雇用機会の拡大を図る取組の一つであり、今後も引き続き、本市の豊かな自然や農畜産物などの地域資源を活かした誘致活動を展開するとともに、本市の特徴や魅力を発信し、企業の誘致に結び付けたいと考えております。</p>
	<p>②経済的な支援となる職業の斡旋などは行っているのでしょうか。</p>	<p>市のホームページにハローワーク十和田からの求人情報を掲載しているほか、十和田市の移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」にも、青森県内の求人情報や企業情報・インターンシップ情報を検索できる青森県公式就職情報サイト「あおりジョブ」を掲載、紹介しております。このほか、創業支援・空き店舗等活用事業補助金などをはじめとした創業支援・起業支援も行っております。</p>